

毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十二年十二月十五日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第二百四十一号

毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第十六条第一項、第二十三条の八及び第二十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四十条の二第二項中「製剤」の下に「（自動車燃料用アンチノック剤を除く。）」を加え、「ドラムかん」を「ドラム缶」に改め、同条第六項中「第二項から」を「第三項から」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項第一号」を「第三項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「又は第二号」を「若しくは第二号」に改め、同項第七号中「防護わく」を「防護枠」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 四アルキル鉛を含有する製剤（自動車燃料用アンチノック剤に限る。）を運搬する場合には、

その容器は、工業標準化法に基づく日本工業規格 Z 一六〇一 号（鋼製ドラム缶）第一種に適合するドラム缶若しくはこれと同等以上の強度を有するドラム缶又は当該製剤の国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合している容器であつて厚生労働省令で定めるものでなければならない。

第四十条の三第一項に次のただし書を加える。
ただし、次項に規定する場合は、この限りでない。

第四十条の三第一項各号中「ドラムかん」を「ドラム缶」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 四アルキル鉛を含有する製剤（自動車燃料用アンチノック剤に限る。）を前条第二項に規定する厚生労働省令で定める容器により運搬する場合に、容器ごとにその内容が四アルキル鉛を含有する製剤であつて自動車燃料用アンチノック剤である旨の表示がなされていることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものでなければ、運搬してはならない。

第四十条の四第一項に次のただし書を加える。
ただし、次項に規定する場合は、この限りでない。

第四十条の四第一項第一号中「ドラムかん」を「ドラム缶」に「しかれて」を「敷かれて」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「ドラムかん」を「ドラム缶」に改め、同項第五号中「ドラムかん」を「ドラム缶」に「こえない」を「超えない」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項第三号中「こえない」を「超えない」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 四アルキル鉛を含有する製剤（自動車燃料用アンチノック剤に限る。）を第四十条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める容器により運搬する場合には、その積載の態様は、次の各号に定める基準に適合するものでなければならぬ。

一 容器は、その開口部が上位になるように置かれていないこと。

二 容器が積み重ねられていないこと。
三 容器が落下し、転倒し、又は破損することのないように積載されていること。

四 積載装置を備える車両を使用して運搬する場合に、容器が当該積載装置の長さ又は幅を超えないように積載されていること。

五 四アルキル鉛を含有する製剤及び四アルキル鉛を含有する製剤の空容器以外の物と混載されていないこと。

第四十条の八第一項中「第四項まで」を「第五項まで」に改める。

附 則

1 この政令は、平成二十三年二月一日から施行する。

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 細川 律夫
内閣総理大臣 菅 直人

○厚生労働省令第十五号

毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第二百四十一号）の施行に伴い、並びに毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第四十条の二第二項及び第六項並びに第四十条の三第二項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年 二月 一日

厚生労働大臣 細川 律夫

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二の見出し中「基準の特例」を「基準等」に改め、同条中「第四十条の二第五項」を「第四十条の二第六項」に改め、「容器は、」の下に「無機シアン化合物たる毒物（液体状のものに限る。）又は弗化水素若しくはこれを含有する製剤の」を加え、「同条第二項から第四項まで」を「同条第三項から第五項まで」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

令第四十条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める容器は、四アルキル鉛を含有する製剤（自動車

燃料用アンチノック剤に限る。）の国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定めるポータブルタンクに該当するものであつて次の各号の要件を満たすものとする。

一 ポータブルタンクに使用される鋼板の厚さは、六ミリメートル以上であること。

二 常用の温度において六百キロパスカルの圧力（ゲージ圧力をいう。）で行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。

三 圧力安全装置（バネ式のものに限る。以下同じ。）の前に破裂板を備えていること。

四 破裂板と圧力安全装置との間には、圧力計を備えていること。

五 破裂板は、圧力安全装置が四アルキル鉛を含有する製剤（自動車燃料用アンチノック剤に限る。）の放出を開始する圧力より十パーセント高い圧力で破裂するものであること。

六 ポータブルタンクの底に開口部がないこと。

第十三条の十二を第十三条の十三とし、第十三条の三から第十三条の十一までを一条ずつ繰り下げ、第十三条の二の次に次の一条を加える。

（令第四十条の三第二項の厚生労働省令で定める要件）

第十三条の三 令第四十条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号に掲げるものとする。

一 ポータブルタンク内に温度五十度において五パーセント以上の空間が残されていること。

二 ポータブルタンクごとにその内容が四アルキル鉛を含有する自動車燃料用アンチノック剤である旨の表示がなされていること。

三 自蔵式呼吸具を備えていること。

別表第五中「第十三条の五」を「第十三条の六」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文
○ 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（容器） 第四十条の二 四アルキル鉛を含有する製剤（自動車燃料用アンチノック剤を除く。）を運搬する場合には、その容器は、工業標準化法に基づく日本工業規格Z一六〇一号（鋼製ドラム缶）第一種に適合するドラム缶又はこれと同等以上の強度を有するドラム缶でなければならない。 2 四アルキル鉛を含有する製剤（自動車燃料用アンチノック剤に限る。）を運搬する場合には、その容器は、工業標準化法に基づく日本工業規格Z一六〇一号（鋼製ドラム缶）第一種に適合するドラム缶若しくはこれと同等以上の強度を有するドラム缶又は当該製剤の国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合している容器であつて厚生労働省令で定めるものでなければならない。 3 無機シアン化合物たる毒物（液体状のものに限る。）を内容積が千リットル以上の容器に収納して運搬する場合には、その容器は、次の各号に定める基準に適合するもの又は高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第四十四条第一項の容器検査に合格したもの若しくは同項第一号若しくは第二号に掲げるものでなければならない。 一 六 （略） 七 容器の外部に突出しているマンホール、注入口その他の附属装置	（容器） 第四十条の二 四アルキル鉛を含有する製剤を運搬する場合には、その容器は、工業標準化法に基づく日本工業規格Z一六〇一号（鋼製ドラムかん）第一種に適合するドラムかん又はこれと同等以上の強度を有するドラムかんでなければならない。 （新設） 2 無機シアン化合物たる毒物（液体状のものに限る。）を内容積が千リットル以上の容器に収納して運搬する場合には、その容器は、次の各号に定める基準に適合するもの又は高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第四十四条第一項の容器検査に合格したもの若しくは同項第一号又は第二号に掲げるものでなければならない。 一 六 （略） 七 容器の外部に突出しているマンホール、注入口その他の附属装置

には、厚さ二・三ミリメートル以上の鋼板で作られた山形の防護枠
が取り付けられていること。

4| (略)

5| 弗化水素を含有する製剤（弗化水素七十パーセント以上を含有する
ものを除く。）を内容積が千リットル以上の容器に収納して運搬する
場合には、その容器は、第三項第一号、第二号、第四号、第五号及び
第七号並びに前項第四号に定めるもののほか、次の各号に定める基準
に適合するものでなければならぬ。

一 三 (略)

6| (略)

7| 無機シアン化合物たる毒物（液体状のものに限る。）又は弗化水素
若しくはこれを含有する製剤の船舶による運搬については、第三項か
ら前項までの規定は、適用しない。

（容器又は被包の使用）

第四十条の三 四アルキル鉛を含有する製剤は、次の各号に適合する場
合でなければ、運搬してはならない。ただし、次項に規定する場合は
この限りでない。

一 ドラム缶内に十パーセント以上の空間が残されていること。

二 ドラム缶の口金が締められていること。

三 ドラム缶ごとにその内容が四アルキル鉛を含有する製剤である旨
の表示がなされていること。

2| 四アルキル鉛を含有する製剤（自動車燃料用アンチノック剤に限る

。）を前条第二項に規定する厚生労働省令で定める容器により運搬す
る場合には、容器ごとにその内容が四アルキル鉛を含有する製剤であ

には、厚さ二・三ミリメートル以上の鋼板で作られた山形の防護わ
くが取り付けられていること。

3| (略)

4| 弗化水素を含有する製剤（弗化水素七十パーセント以上を含有する
ものを除く。）を内容積が千リットル以上の容器に収納して運搬する
場合には、その容器は、第二項第一号、第二号、第四号、第五号及び
第七号並びに前項第四号に定めるもののほか、次の各号に定める基準
に適合するものでなければならぬ。

一 三 (略)

5| (略)

6| 無機シアン化合物たる毒物（液体状のものに限る。）又は弗化水素
若しくはこれを含有する製剤の船舶による運搬については、第二項か
ら前項までの規定は、適用しない。

（容器又は被包の使用）

第四十条の三 四アルキル鉛を含有する製剤は、次の各号に適合する場
合でなければ、運搬してはならない。

一 ドラムかん内に十パーセント以上の空間が残されていること。

二 ドラムかんの口金が締められていること。

三 ドラムかんごとにその内容が四アルキル鉛を含有する製剤である
旨の表示がなされていること。

（新設）

つて自動車燃料用アンチノック剤である旨の表示がなされていること
その他の厚生労働省令で定める要件を満たすものでなければ、運搬し
てはならない。

3| (略)

(積載の態様)

第四十条の四 四アルキル鉛を含有する製剤を運搬する場合には、その
積載の態様は、次の各号に定める基準に適合するものでなければなら
ない。ただし、次項に規定する場合は、この限りでない。

一 ドラム缶の下に厚いむしろの類が敷かれていること。

二 ドラム缶は、その口金が上位になるように置かれていること。

三 ドラム缶が積み重ねられていないこと。

四 ドラム缶が落下し、転倒し、又は破損することのないように積載
されていること。

五 積載装置を備える車両を使用して運搬する場合には、ドラム缶が
当該積載装置の長さ又は幅を超えないように積載されていること。

六 (略)

2| 四アルキル鉛を含有する製剤(自動車燃料用アンチノック剤に限る
。)を第四十条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める容器によ
り運搬する場合には、その積載の態様は、次の各号に定める基準に適
合するものでなければならない。

一 容器は、その開口部が上位になるように置かれていること。

二 容器が積み重ねられていないこと。

三 容器が落下し、転倒し、又は破損することのないように積載され

2| (略)

(積載の態様)

第四十条の四 四アルキル鉛を含有する製剤を運搬する場合には、その
積載の態様は、次の各号に定める基準に適合するものでなければなら
ない。

一 ドラムかんの下に厚いむしろの類が敷かれていること。

二 ドラムかんは、その口金が上位になるように置かれていること。

三 ドラムかんが積み重ねられていないこと。

四 ドラムかんが落下し、転倒し、又は破損することのないように積
載されていること。

五 積載装置を備える車両を使用して運搬する場合には、ドラムかん
が当該積載装置の長さ又は幅をこえないように積載されていること
。

六 (略)

(新設)

ていること。

四 積載装置を備える車両を使用して運搬する場合には、容器が当該積載装置の長さ又は幅を超えないように積載されていること。

五 四アルキル鉛を含有する製剤及び四アルキル鉛を含有する製剤の空容器以外の物と混載されていないこと。

3| (略)

一・二 (略)

三 積載装置を備える車両を使用して運搬する場合には、容器又は被包が当該積載装置の長さ又は幅を超えないように積載されていること。

4| (略)

(罰則)

第四十条の八 第四十条の二第一項から第五項まで、第四十条の三から第四十条の五まで、第四十条の六第一項又は前条の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

2| (略)

一・二 (略)

三 積載装置を備える車両を使用して運搬する場合には、容器又は被包が当該積載装置の長さ又は幅をこえないように積載されていること。

3| (略)

(罰則)

第四十条の八 第四十条の二第一項から第四項まで、第四十条の三から第四十条の五まで、第四十条の六第一項又は前条の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
○ 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（毒物又は劇物を運搬する容器に関する基準等） 第十三条の二 令第四十条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める容器は、四アルキル鉛を含有する製剤（自動車燃料用アンチノック剤に限る。）の国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定めるポータブルタンクに該当するものであつて次の各号の要件を満たすものとする。 一 ポータブルタンクに使用される鋼板の厚さは、六ミリメートル以上であること。 二 常用の温度において六百キロボスカルの圧力（ゲージ圧力をいう。）で行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。 三 圧力安全装置（パネ式のものに限る。以下同じ。）の前に破裂板を備えていること。 四 破裂板と圧力安全装置との間には、圧力計を備えていること。 五 破裂板は、圧力安全装置が四アルキル鉛を含有する製剤（自動車燃料用アンチノック剤に限る。）の放出を開始する圧力より十パーセント高い圧力で破裂するものであること。 六 ポータブルタンクの底に開口部がないこと。 2 令第四十条の二第六項に規定する厚生労働省令で定める容器は、無機シアン化合物たる毒物（液体状のものに限る。）又は弗化水素若しくはこれ含有する製剤の国際海事機関が採択した危険物の運	（毒物又は劇物を運搬する容器に関する基準の特例） 第十三条の二 （新設） 令第四十条の二第五項に規定する厚生労働省令で定める容器は、国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定めるポータブルタンク及びロードタンクビークルに該当するもの（以下この条

送に関する規程に定めるポータブルタンク及びロードタンクビークルに該当するもの（以下この条において「ポータブルタンク等」という。）とし、ポータブルタンク等については、同条第三項から第五項までの規定は、適用しないものとする。

（令第四十条の三第二項の厚生労働省令で定める要件）

第十三条の三 令第四十条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 ポータブルタンク内に温度五十度において五パーセント以上の空間が残されていること。
- 二 ポータブルタンクごとにその内容が四アルキル鉛を含有する自動車燃料用アンチノック剤である旨の表示がなされていること。
- 三 自蔵式呼吸具を備えていること。

第十三条の四、第十三条の十三 （略）

別表第五（第十三条の六関係）
（略）

において「ポータブルタンク等」という。）とし、ポータブルタンク等については、同条第二項から第四項までの規定は、適用しないものとする。

（新設）

第十三条の三、第十三条の十二 （略）

別表第五（第十三条の五関係）
（略）